

議案第23号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 佐倉市民体育館
- (2) 佐倉市立青少年体育館

2 指定管理者となる団体

東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー20F
株式会社オーエンス 代表取締役 大木 一雄

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月20日提出

佐倉市長 西田 三十五